○東京都市大学情報基盤センターYC運営委員会規程

平成23年12月15日

制定

改正 平成26年5月13日

令和4年5月20日

令和5年3月23日

令和5年10月27日

(設置)

第1条 東京都市大学情報基盤センター規程第9条に基づき、情報基盤センターYCの運営 を円滑に行うため運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成員)

- 第2条 委員会の構成員は、以下の通りとする。
 - (1) 委員長は、情報基盤センター副所長(横浜キャンパス)があたる。
 - (2) 情報基盤センター運営会議構成員の横浜キャンパス所属教員
 - (3) 各学部より若干名。ただし、(2)の構成員が兼ねることができる。
 - (4) 事務局より若干名
 - (5) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第3条 副所長以外の構成員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

- 第4条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、構成員の3分の1以上から委員会の招集を請求された場合には、これを招集 しなければならない。
- 3 委員会を開くには、構成員の過半数の出席を必要とする。
- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。 (所管部署)
- 第5条 この規程の所管部署は、施設部情報インフラ課とし、委員会の事務を取り扱う。 (規程の改廃)
- 第6条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、情報基盤センター副所長(横浜キャンパス)

が行う。

付 則(令和5年10月27日) この規程は、令和5年10月1日から適用する。